（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百四十五回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	百六億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	二十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	二百億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	百四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	十八億円
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	五十七億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	四百十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十九回）	一・九％	平成五十五年六月二十日	百十八億円
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	六十六億円
利付国庫債券（三十年）（第四十六回）	一・五％	平成五十七年三月二十日	八十一億円
利付国庫債券（三十年）（第四十七回）	一・六％	平成五十七年六月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十九回）	一・四％	平成五十七年十二月二十日	九十一億円
利付国庫債券（三十年）（第五十回）	〇・八％	平成五十八年三月二十日	三百六十一億円
利付国庫債券（三十年）（第五十一回）	〇・三％	平成五十八年六月二十日	七百八億円
利付国庫債券（四十年）（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	二十七億円
利付国庫債券（四十年）（第三回）	二・二％	平成六十二年三月二十日	百七十三億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	三十五億円
利付国庫債券（四十年）（第六回）	一・九％	平成六十五年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（四十年）（第九回）	〇・四％	平成六十八年三月二十日	千三百一億円

○財務省告示第三百六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百二十七回、第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十三回及び第三百三十四回）、利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十四回、第七十回、第七十一回、第七十二回、第七十六回、第七十七回、第九十四回、第九十七回、第九十九回、第百回、第百一回、第百七回、第百九回、第百十一回、第百十四回、第百十五回、第百二十七回、第百二十八回、第百三十回、第百三十一回、第百三十七回及び第百四十二回）及び利付国庫債券（三十年）（第二回及び第三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で五千四百六十六億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　六千八十七億三千五百四十九万八千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十月十七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(1+\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$\text{各発行対象国債の額面金額の総額}\times\text{各発行対象国債の利率}/100\times\frac{\text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}}{365}$$

十三　経過利子の払込み